

財団法人 地域開発研究所 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人地域開発研究所（以下、「本研究所」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本研究所は、事務所を東京都文京区におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本研究所は、国土に関する基本問題とその総合開発に関する諸事項を地域に即して調査研究するとともに、地域開発に従事する者の資質の向上を図り、もって社会・経済の発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国土に関する基本問題とその総合開発に関する調査研究
- (2) 国土の総合開発に関する献策と助言
- (3) 内外関係機関との連絡及び協力
- (4) 国土の総合開発に関する啓発と宣伝
- (5) 受託調査の実施
- (6) 図書、資料等の収集、公開及び印刷、刊行
- (7) 国土の総合開発に関する調査研究及び立案に従事する者の養成及び研修
- (8) 地域開発に関する建設工事に従事する建設技術者の養成及び研修
- (9) その他目的達成のため必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本研究所の財産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本研究所の財産は、これを基本財産及び運用財産に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成される。

- (1) 財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) その他理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本研究所の財産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署又は確実な銀行に預け入れ、もしくは信託会社に信託し、あるいは国公債、その他有利確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本研究所の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本研究所の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本研究所の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。ただし、直近の理事会で承認を得なければならない。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本研究所の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に主務大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本研究所が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第14条 本研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4章 役員

(種別及び定数)

第15条 本研究所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 所長 1人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 2人以内
- (5) 理事 12人以上18人以内(ただし、理事長、所長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (6) 監事 2人以内

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、所長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第17条 理事長は、本研究所を代表し、業務を総理する。

- 2 所長は、理事長の意を受け研究業務を掌理する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐してその業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐してその業務を分掌し、専務理事に事故があるときは、予め定める順位に従いその職務を代理し、専務理事が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 理事は、理事会を組織し、本研究所の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。

- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第18条 役員は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

第20条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員は有給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理 事 会

(構 成)

第21条 本研究所に理事会を置き、理事をもって構成する。

(招 集)

第22条 理事会は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事長は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(権能)

第27条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、本研究所の運営に関する重要な事項を議決する。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印をしなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 本研究所に評議員12人以上18人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 本研究所に評議員会を置き、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第24条から第26条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのはそれぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第31条 本研究所に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、主として本研究所運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
- 3 相談役は、主として本研究所の運営の一般の方針及び方法等に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べるができる。
- 4 顧問及び相談役は、学識経験者又は本研究所に功労があった者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第32条 賛助会員は、本研究所の目的に賛同する団体又は個人とする。

(会費)

第33条 賛助会員は、理事会が別に定める会費を納入する。

(特典)

第34条 賛助会員は、本研究所主催の研究会、講習会、座談会、セミナー等への優先的参加、研究成果、資料等の優先的利用及び機関誌の無料配布等の特典を有する。

第9章 事務局及び職員

(設置等)

第35条 本研究所の事務を処理するため事務局を設け必要な職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。
- 4 本研究所の調査研究に従事せしめるため必要に応じて、臨時研究員を置くことができる。
- 5 臨時研究員は、理事長が委嘱する。

(備付け帳簿及び書類)

第36条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 本研究所は、第4条にかかげる事業を、3ケ年間実施しなかったときは解散する。

- 2 本研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得て解散することができる。
- 3 本研究所は、解散のときに有する残余財産を理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て本研究所と類似目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第11章 雑 則

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、本研究所の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
- 2 本研究所の設立の当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、本研究所設立の日から昭和41年3月31日までとする。
- 3 本研究所設立の当初の所長、常務理事、理事及び監事は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条の規定にかかわらず昭和42年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務大臣の許可のあった日（平成12年7月13日）から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の際、現に役員である者は、この寄附行為の変更の施行の日の新寄附行為第16条第1項の規定により評議員会において選任されたものとみなし、その任期は平成15年3月31日までとする。

設立当初の役員名簿

所長	岡野鑑	記
常務理事	越野太	作
理事	大西泰	一
	斎木直	久
	松井達	夫
	西水孜	郎
	小関紹	夫
	館	稔
	越村信三郎	
	斎藤武雄	雄
	小川忠恵	恵
	池田善長	長
	岡村昌邦	邦
	三谷深之	深
	池田充二	之
	長洲一義	二
	平石上孝	親
監事	井瀬尾健二	孝
	河野正	明